

学校法人東北工業大学役員及び評議員の 報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人東北工業大学（以下「法人」という。）の役員（理事及び監事）の報酬及び退任慰労金並びに評議員の報酬に関する必要な事項を定めることを目的とする。

2 教育職にある職員が常任理事として役員を兼ねる場合の報酬及び退任慰労金は、別に定める内規により取り扱うこととする。

(報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員には、次のとおり報酬等を支給するものとする。

(1) 常勤の役員に対しては、基本報酬、特別調整額、期末・勤勉手当及び退任慰労金を支給する。

(2) 非常勤の役員に対しては、報酬及び退任慰労金を支給する。

(3) 評議員（職員評議員を除く。）に対しては、会議出席（書面出席を除く。）の都度、日額報酬を支給する。

2 職員理事及び職員評議員に対しては、報酬等は支給しない。

3 第1項第3号の日額報酬には、交通費を含むものとする。

(報酬等)

第3条 常勤の役員の基本報酬は、別表第1に定める。ただし、定期昇給は行わない。

2 非常勤の役員の報酬は、別表第2に定める。

3 新たに役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

4 役員が退任し又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

5 役員の月の中途における就任、退任、解任の場合の報酬額については、日割りによって計算する。

6 評議員（職員評議員を除く。）に対する報酬日額は、別表第3に定める。

(特別調整額)

第4条 役員が受ける基本報酬額に同報酬月額12%相当額を特別調整額として加え、支給する。

2 特別調整額を算定の基礎に加算して支給する手当は、期末・勤勉手当とする。

3 特別調整額の支給において、月の1日から末日までの期間の全日数にわたり次の各号の一つに該当する場合は、特別調整額を支給することはできない。

(1) 外国出張中の場合

(2) 勤務しなかった場合（公務上の負傷若しくは疾病により療養休暇を与えられ又は休職の場合を除く）

(期末・勤勉手当)

第5条 常勤の役員に対する期末・勤勉手当の額は、職員の例に準じて支給する。

(支給方法)

第6条 常勤の役員に対する報酬の支給方法については、職員の例による。

(退任慰労金)

第7条 退任慰労金は、役員（非常勤役員含む。）で任期満了又は任期途中で退任したときは、別に定める「学校法人東北工業大学役員に対する退任慰労金支給規程」に基づき支給する。

(公表)

第8条 法人は、この規程を法人のホームページに公表する。

(運用)

第9条 この規程に定めのない事項については、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決を経て決定するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から改正施行する。

この規程の施行に伴い、役員報酬等の特別調整額の支給について（昭和60年3月26日付、決裁）及び特別職俸給表の制定について（昭和58年3月31日付、決裁）は廃止する。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から改正施行する。

別表 1 報酬月額

特別職俸給表

号俸	俸給額	備 考
1	635,000	
2	649,000	
3	663,000	副学長・局長
4	682,000	校長
5	725,000	常務理事
6	767,000	
7	821,000	
8	876,000	
9	931,000	学長
10	986,000	理事長

別表 2 非常勤役員報酬

報 酬	支給日	備 考
年額 720,000円	3月末日、9月末日	支給日に年額報酬の2分の1を支給する

別表 3 評議員（職員評議員を除く）報酬

報 酬	支給日	備 考
日額 20,000円	評議員会等に出席の都度	報酬日額は税引後